

◆事業系ごみの分け方・出し方

- 排出段階で分別を徹底することにより、ほとんどのものがリサイクル可能となります。分別の品目を参考に分別の徹底をお願いします。(なお、この分別はすべての事業所にあてはまるものではありません。)
- 事業所から排出されるリサイクル可能な古紙類は、種類ごとに分別してリサイクルしてください。新潟市では、リサイクル可能な古紙類は、焼却施設に搬入できません(古紙類の搬入規制)。

まずは、リサイクルできないか検討してみましょう。

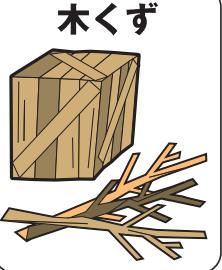
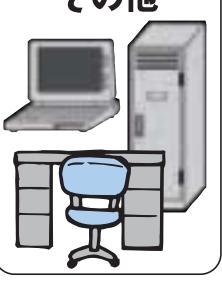


- ①資源になるものはリサイクル業者に引き取ってもらいましょう。
- ②やむを得ず、ごみとして処分する場合は、許可業者へ処理委託するか、施設へ直接搬入してください(産業廃棄物を除く)。

品 目	例(種類)	処理・搬入先	注意点等
古紙類 	紙パック OA紙 雑誌・雑紙 新聞紙 段ボール	リサイクル業者 別紙P2参照	<ul style="list-style-type: none"> ○古紙のリサイクル業者が一般廃棄物の許可業者へ委託し、リサイクルしてください。 ○機密文書もリサイクルできる業者もあります。
生ごみ 	食品の食べ残し、売れ残り、調理残渣等	リサイクル業者 別紙P2参照 生ごみ処理機による堆肥化 P11参照	<ul style="list-style-type: none"> ○排出量100トン/年以上の食品関連事業者は食品リサイクル法により、減量・リサイクルが義務づけられています。 ○リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。
ペットボトル 	ペットボトル (洗浄)	リサイクル業者 別紙P2参照	
廃プラスチック類 	発泡スチロール等の緩衝材類 弁当の容器 カップ麺等の容器包装類 ビニール袋 (洗浄)	リサイクル業者 別紙P3参照	<ul style="list-style-type: none"> ○汚れが付着している場合は、一般ごみとの混合物として、焼却施設で受け入れますが、極力洗浄して分別してください。 ○リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ処理を委託してください。

※食料品製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。

徹底的に分別し、リサイクルしてください！

品 目	例(種類)	処理・搬入先	注意点等
木くず 	梱包木材 剪定枝木など	リサイクル業者 別紙P2参照	<ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物のリサイクル許可業者へ委託し、リサイクルしてください。 ○リサイクルできない場合は、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。
※建設業や木製品の製造業などの特定の事業活動に伴う場合は、産業廃棄物になります。			
缶・金属類 (金属くず) 	飲食用の缶 商品の入っていた缶 その他金属類	リサイクル業者 別紙P3参照	
びん類 	飲食用のびん 商品の入っていたびん	リサイクル業者 別紙P3参照	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル業者へ委託し、リサイクルしてください。 ○リサイクルできない場合は、産業廃棄物の許可業者へ処理を委託してください。
蛍光管・電池 	蛍光管 乾電池 ボタン電池等	リサイクル業者 別紙P4参照	
その他 	オフィスの机・椅子 ロッカー・棚等	産業廃棄物 処理業者 ホームページ参照	
一般のごみ (焼却・破碎) 	【焼却】 使用済みのティッシュ ペーパー、リサイクルできない紙など 【破碎】 文房具・食器類・ 木製家具など	市の 処理施設 (焼却・破碎)	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクルできないものは、一般廃棄物の許可業者に処理を委託してください。 ○可能な限りリサイクルするよう分別を徹底してください。